⑷　工事内容　本工事は、徳島地方検察庁の仮庁舎新営工事並びに既存庁舎とりこわし工事を行うものである。

１）仮庁舎
建物用途：庁舎
建物構造：軽量鉄骨造
建物規模：地上３階建
延べ面積　2,810.55㎡
工事内容：新築１棟

２）車庫
建物用途：車庫
建物構造：軽量鉄骨造
建物規模：平屋建　延べ面積　72.83㎡
工事内容：新築１棟

３）囲障　新設一式
４）屋外排水設備　新設一式
５）舗装　新設一式
６）雑工作物　新設一式
７）電気設備工事　新設一式
８）機械設備工事　新設一式
９）既存庁舎　とりこわし一式

⑸　工期：本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。発注者の示す余裕期間の終期の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別途「工期通知書」により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から450日間
（指定部分：工事の始期から255日間）
（工期末が、土・日及び祝日、年末年始等になる場合は、休日明けの翌営業日を工期末とする。）（発注者の示す余裕期間：契約締結日の翌日から平成30年12月５日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、余裕期間の適用はなく、平成32年２月28日を工事完了期限とする。
（指定部分工期　平成31年８月17日まで）

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

５）本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）と直轄発注工事を同列に扱う試行工事である。

６）本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。

７）本工事は、技術資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

８）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「建築工事」に認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成15年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成15年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

同種工事とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からウ）の要件を満たす、新築又は増築工事のうち、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。なお、ア）からウ）は同一工事かつ１棟の建物であること。

ア）建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

ウ）建物規模：地上３階建以上で延べ面積2,000㎡以上

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者の示す余裕期間の終期の翌日までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成15年度以降に元請けの技術者として、下記の条件を満足する同種工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成15年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の経験を有していること。

同種工事とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からウ）の要件を満たす、新築又は増築工事のうち、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。なお、ア）からウ）は同一工事かつ１棟の建物であること。

ア）建物用途：事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）を有する建物物

イ）建物構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

ウ）建物規模：地上２階建以上で延べ面積1,000㎡以上

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。